

## 夜間中学校とその生徒の史的変遷過程

浅野慎一(神戸大学)

## 序. 課題と方法

課題：戦後日本の夜間中学とその生徒の史的変遷を概観、歴史・社会的意義を社会変動論の視座から考察。  
 素材：全国夜間中学校研究会（前身組織を含む。以下、「全夜中研」）の大会関係史料に限定（資料一覧参照）。

\* 全夜中研『60年の歩み 全国夜間中学校研究大会資料集成』（2014）の収録史料  
 & 2015年以降の全夜中研『大会資料』『大会記録誌』。

戦後日本の夜間中学とその生徒：4つの画期をもって変遷、現在は第5期への移行局面。

## 第1期：戦後混乱期（1947～1954年）

①敗戦後の経済的貧困：新制中学に通えない多数の学齢者<sup>(1)</sup>。

一部の教師が自主的に夜間学級を開設、一部地域の教育委員会が公立校として認可<sup>(2)</sup>。

夜間中学・生徒：急増。1954年・12都府県・87校、生徒数4350人<sup>(3)</sup>。

\* 第1期に閉鎖された学校を含めれば、93校開設。

②文部省：「夜間中学＝義務教育の空洞化・児童労働の容認」、設置・法制化に否定的<sup>(4)</sup>。

現場の教師：「夜間中学＝不就学生徒の救済、義務教育完遂に不可欠」、継続。全夜中研：法制化を主張。

\* 第1回大会：「夜間中学校法制化の問題」「不就学の主要因たる経済的貧困とこの対策について」等を審議<sup>(5)</sup>

1955年2月、「中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書」<sup>(6)</sup>

BUT 双方：「義務教育の完遂を至上目的」 & 「夜間中学＝可及的速やかに廃止されるべき暫定措置」との認識を共有<sup>(7)</sup>。 & 想定する主な夜間中学生＝学齢の不就学・長欠者。

全夜中研第1回大会（1954年）の参加者：多くが公立中学の教師（管理職含む）<sup>(8)</sup>

③BUT 後の時期の大会史料：第1期、実際の夜間中学

1) 学齢超過の生徒も多数在籍<sup>(9)</sup>

\* a) 戦前の義務教育修了者（小卒）：戦後、職業資格に必要な中学卒資格取得。

b) 貧困・部落差別等により戦前の義務教育すら受けられなかった学齢超過者。

2) 地域住民主体で設置・運営された夜間中学も。

\* 横浜市子安浜の夜間学級<sup>(10)</sup>、神戸市立丸山中学西野分教場<sup>(11)</sup>等。

## 第2期：高度経済成長期（1955～1969年）

①経済成長→夜間中学・生徒：急減。生徒：5208名（1955年）→416名（1968年）<sup>(12)</sup>。

& 政府・文部省による夜間中学の閉鎖圧力：一層強化<sup>(13)</sup>。

\* 文部省初中局長（1961）「夜間中学は時代に逆行、学校教育法・労働基準法違反」

文部大臣（1963）「夜間中学をなくす努力をする」。

行政管理庁（1966）「少年労働者に関する行政監察結果に基づく勧告（夜間中学校早期廃止勧告）」

文部省初中局長（1968）「学齢児は昼間の学校へ、学齢超過者は成人講座へ」。

②全夜中研：当初、「学校・生徒数の減少＝所期の目標達成」として歓迎する意見も<sup>(14)</sup>。

BUT 議論の深化→2つの論拠、夜間中学存続の必要性が確認<sup>(15)</sup>。

1) 地域的特徴。

高度経済成長に伴う地域間・階級間格差の拡大、夜間中学が必要不可欠な地域が厳存<sup>(16)</sup>

a) 零細企業が密集、若年労働者が流入する工業地帯（東京・神奈川・神戸）<sup>(17)</sup>

b) 経済成長から取り残され、児童労働・親の長期不在が継続する漁村（横浜・広島）<sup>(18)</sup>

c) 石炭→石油のエネルギー転換政策、貧困・失業が蔓延する産炭地（福岡）<sup>(19)</sup>

d) 米軍基地が立地、独特の社会的疎外が広がる都市（立川）<sup>(20)</sup>

e) 差別による貧困が継続する被差別部落地域（兵庫・京都・和歌山）<sup>(21)</sup>

2) 「学校嫌い・登校拒否（≠経済的貧困）」による不就学者の入学<sup>(22)</sup>。

当初、特殊な家庭環境 & 生徒自身の資質の問題と認識。<sup>(23)</sup>

道徳教育・「躰」による救済法を議論。<sup>(24)</sup>

BUT 1960年代半ば～、高度経済成長期の社会が生み出した構造的な「歪み」。

& 戦後の義務教育：競争主義・管理主義教育によって「学校嫌い・登校拒否」を創出<sup>(25)</sup>

\*「受験主義・学力競争」、「オートメ化されつつある人づくり」

教育を受ける権利の侵害（≠恩恵的「救済」の対象）<sup>(26)</sup>

既存の（昼間の）義務教育が「学校嫌い・登校拒否」を再生産する限り、夜間中学は必要。

夜間中学：既存の義務教育に対する批判・異議申し立ての要素。

認識の変化：憲法・教育基本法の「教育の機会均等の原則」に基礎づけ<sup>(27)</sup>

\*1962年以降、「不就学生徒の救済」の文言消滅。

③夜間中学の廃止に反対、増設を求める運動の中心的担い手：教育を受ける機会を奪われた当事者にシフト。

\*代表的人物：高野雅夫氏<sup>(28)</sup>。

市民運動の高揚→1969年、大阪に天王寺中学校夜間学級が新設。他地域でも生徒数が増加に反転。

④BUT 第2期、夜間中学生：全体として減少、学齢超過者の比率増加。

単純な比較は困難：学齢超過者：41.8%（1959年）→91.2%（1970年）<sup>(29)</sup>

\*学齢者の入学を認めない夜間中学も誕生（=大阪・京都の新設校）

全夜中研大会の議論の焦点：学齢超過者（≠第1期：学齢の長欠・不就学者）。

=学齢超過者への義務教育保障の前進？

BUT 学齢超過者：（前述）第1期から実際には既に在籍。第2期に生徒数激減（特に学齢者）。

∴ 夜間中学：急増する「学校嫌い・登校拒否」の学齢者の「学びの場」として十分に機能せず。

\*学齢者入学を認めない京都・大阪だけでなく、全国共通の傾向。

\*夜間中学側：学齢者を積極的に排除する意見、ほぼ皆無。それでも学齢者を含む生徒が減少。

←1)「学校嫌い」の学齢者：「学校」自体に嫌気。夜間とはいえ、学校に通おうとする者は限定的。

2)全夜中研大会：「文部省の政策的意図的な態度が災いした」と分析<sup>(30)</sup>。

\*⑤1965年、日韓基本条約締結→韓国から引揚者生徒<sup>(31)</sup>。

BUT 全夜中研：議論<sup>(32)</sup>の本格化は第3期。

### 第3期：国内的「調整」・国際化（1970～1998年）

高度経済成長の終焉、夜間中学・生徒：再び増加。生徒数：686名（1970年）→3366名（1998年）<sup>(33)</sup>。

①日本人：学齢者 & 形式卒業者＝夜間中学への入学不許可。 & 昼間の中学：形式卒業措置が増加。

∴ 夜間中学生：非卒業の学齢超過者に限定 & 急速に高齢化。<sup>(34)</sup>

1)学齢者の入学不許可：<sup>(35)</sup>

表面的には、東京（=文部省・教育委員会の不当な圧力と批判）<sup>(36)</sup>

VS 大阪（=昼間中学での同和教育推進の観点から学齢者の夜間中学への安易な受け入れに慎重）<sup>(37)</sup>との対立図式。

BUT 実際は、より複雑。東京にも「慎重論」、大阪にも「受け入れるべき」等、多様な意見錯綜<sup>(38)</sup>

大阪の「慎重論」：葛藤を孕む苦渋の選択。

BUT 学齢者の入学不許可措置は全国的に強化。

「学齢者＝昼間、学齢超過者＝夜間」との形式的「調整・役割分業」化が進展。

2)形式卒業者

1985年頃以前、東京・横浜：柔軟に受け入れ。<sup>(39)</sup>

大阪：厳しいが若干は在籍<sup>(40)</sup>。「形式卒業者の排除＝解決課題」と認識<sup>(41)</sup>。

全夜中研大会：形式卒業当事者、夜間中学入学を認めるよう訴え。

\*「一枚の卒業証書に泣く」「形式卒業、オール1の会」<sup>(42)</sup>。

1970年代初頭、文部省の方針：不明確。

\*「学校長に一任。原則は不可だが、夜間中学は門戸を開いてよいと思う」<sup>(43)</sup>

全夜中研内部：是非をめぐり、多様な意見が錯綜。<sup>(44)</sup>

\*「受け入れるべき」 VS 「まず非卒業者を優先する立場から（また「学力とは何か」という本質的問題を曖昧にしたまま）形式卒業者入学は受け入れるべきではない」

BUT 第3期を通して形式卒業者の入学不許可措置が全国的に進展。<sup>(45)</sup>

\*一部地域では入学資格が18歳以上<sup>(46)</sup>

\*1975年頃～、全夜中研大会：形式卒業者（＝実質的な義務教育を受ける権利の侵害）の入学許可を求める意見が多数<sup>(47)</sup>。

& 1980年代、昼間の中学で形式卒業措置が増加。義務教育自体の一層の「形式化」が進展。

→夜間中学の生徒：若年の日本人の非卒業者も激減<sup>(48)</sup>。一層高齢化。

\*1970年代当初、若年層（16～19歳）が多数（＝元「登校拒否」の非卒者）<sup>(49)</sup>

3)「昼間の中学に通うべき学齢者」 & 「昼間の中学の形式卒業者で」：夜間中学への入学不許可進展。

＝行政の管理強化。昼間の中学と夜間中学との形式的な「調整・役割分業化」が推進。

松崎運之助氏（1976年）：「夜と昼との2つの義務教育への分断・複線化」自体が大問題。

& それ「夜の中学の社会教育化」と結び付き、夜間中学廃止への道であると警鐘。

「行政・法律によって切り捨てられた人を、また法律で救うという悪循環」。

夜間中学法制化の矛盾・限界にも言及<sup>(50)</sup>

4)文部省：学齢超過者の社会教育化の方針。<sup>(51)</sup>

\*1974年、文部大臣「学齢超過者は社会教育的見地で考えていく」

1975年、文部省長「学齢超過者について市区町村に学校を設置する義務はなく、生涯教育の観点から社会教育が最も望ましい」。

1977年、文部省初中局長「（義務教育未修者について）夜間中学に限らず、社会教育その他で配慮していくべき」

BUT 全夜中研：義務教育保障の観点から社会教育化に反対。<sup>(52)</sup>

\*「若年生徒」の分科会設定、議論<sup>(53)</sup>

非卒業の学齢超過者（日本人）：1998年まで夜間中学の生徒全体の概ね2割強を維持。

②障害者（就学猶予・免除） & 特殊学級卒業生：多数、入学希望。

設備等の条件が許す限り、夜間中学入学が柔軟に容認<sup>(54)</sup>。

＝義務教育（普通教育）で習得すべき「学力」の質 & 学力の評価基準（メリトクラシー）が孕む矛盾を暴露、昼間中学と夜間中学との形式的「調整・役割分業」の限界を露呈。

\*1979年、養護学校義務化→夜間中学の障害者生徒も高齢化。

③外国籍または外国から新たに来住した生徒（在日韓国朝鮮人<sup>(55)</sup>、引揚帰国者<sup>(56)</sup>、移民<sup>(57)</sup>、難民<sup>(58)</sup>、以下、「4範疇」と総称）の急増。

1990年以降、全国統計：在籍者の約7割＝「4範疇」の生徒<sup>(59)</sup>。

「4範疇」の生徒：それぞれ多様。

BUT いずれも国民国家・民族解放を越えたポスト・コロニアルの主体。

「国籍－血統－文化・言語－出生地－現住地－自己定義」が複雑に錯綜。

帝国主義・植民地支配のみならず、戦後の東西冷戦・南北格差等の歴史的な脈でも生成。

戦後の日本・世界社会（国民主権・民族解放・民主主義の社会）の中で疎外・差別・排除。

∴ 「国民の養成（教育基本法一条）」を目的とする同質的な「義務教育」の完遂

& それを前提とした教育の機会均等という理念それ自体の限界を露呈。

全夜中研：1)義務教育としての同質性に囚われない多様な教育実践（識字・基礎教育、日本語教育）<sup>(60)</sup>

2)生徒の多様性・異質性に即して、多様な理念に基づく議論・論争。

ex) 戦後補償、民族解放・民族教育、多文化共生等。

\*在日韓国朝鮮人：植民地支配の戦後補償、民族解放・民族教育<sup>(61)</sup>

引揚帰国者：多様な歴史認識の輻湊（戦後補償、「半日本人」、一世と二世、日本国民の権利、多文化共生等）<sup>(62)</sup>

南米日系人：戦後日本の移民政策・米軍沖縄統治等、特殊性<sup>(63)</sup>。（多文化共生等）

出入国管理法改定→「デカセギ」。

インドシナ難民：「戦争犠牲者」<sup>(64)</sup>（多文化共生等）。

\*1970年代、在日韓国朝鮮人が多い関西 VS 中国引揚帰国者が多い東京で歴史認識対立<sup>(65)</sup>

BUT 1970年代末～、中国引揚帰国者：関西でも急増。「すれちがいはなくなりつつある」<sup>(66)</sup>

3)排他的な日本社会への批判。学校外での差別・人権侵害への注目<sup>(67)</sup>。

\*識字・日本語教育：「生存権としての学び」。「引揚者センター」設立要求等。

BUT 国民国家・民族解放を越えたポスト・コロニアルの歴史認識の共有には至らず<sup>(68)</sup>。

←1) 東西冷戦・南北格差：一国単位 of ナショナルな政治・経済構造に規定。

2) 個々の生徒のリアルな生活実態（特に学校外での労働－生活実態）の把握が希薄化。

第1期～1970年代前半、生徒の（学校外での）労働－生活実態の詳細な調査。

BUT 1970年代半ば～、調査・それをふまえた議論が減少（＝「言葉の壁」）<sup>(69)</sup>

言葉の壁（識字・日本語）・異文化をめぐる狭義の教育問題に視野限定。

\*「引揚者」「引揚帰国者」「帰国者」「移民」「難民」等の概念も未整理・錯綜。

「4範疇」の生徒：（障害者・特殊学級卒業者と同様）学齢者・既卒者も比較的柔軟に入学許可<sup>(70)</sup>

\*＝「日本語教育が必要」、「出身国での厳密な学歴確認が困難」等の理由。

＝義務教育における「学力」の質の矛盾が暴露、昼間中学と夜間中学の形式的「調整・役割分業」が実質的に破綻。

※ 第3期に夜間中学が存続・発展：「学齢者＝昼間中学、学齢超過者＝社会教育」との形式的「調整・役割分業」化が破綻したから。

1) 学齢超過者への義務教育保障（＝第1期以来の伝統 & 第3期の社会教育化への反対運動）

2) 障害者・特殊学級卒業者・外国籍または外国出身者：「学力」の質の多様さ、その柔軟な受け入れ。

\*④1980年代末以降、新渡日外国人<sup>(71)</sup>。 BUT 新たな質の議論：萌芽的<sup>(72)</sup>。

#### 第4期：グローバリゼーション・新渡日外国人急増（1999～2018年）

生徒数：3436名（1999年）→1699名（2018年）に半減。「日本人」・「4範疇」の生徒はいずれも激減。

①唯一急増：新渡日外国人。458人→1215人（約2.7倍）、在籍者比率：13.3%→71.5%。<sup>(73)</sup>

新渡日外国人＝グローバルな世界市場によって創出された越境的な移民労働者<sup>(74)</sup>

「4範疇」の生徒と比べても一層、国民主権・民族解放を相対化したポスト・コロニアルの主体。

「国家による義務教育の保障」という理念自体の限界を露呈。

ex) 全夜中研大会・日弁連：「18歳以上の新渡日外国人の義務教育保障を、権利として国家に要求することは困難」<sup>(75)</sup>。

∴ 全夜中研:1) 教育目的＝国民主権・民族解放を越えた普遍的人権としての学習権保障に本格的シフト。

\*2003年、日弁連に人権救済申立。

2008年、「すべての人に義務教育を！ 21世紀プラン」採択<sup>(76)</sup>。

2) 言葉・文化の問題にとどまらず、外国人労働者の劣悪な労働条件の問題に視野拡大<sup>(77)</sup>

\*2000年以降、大会要望書：「労働者としての権利の擁護」「雇用に対する抜本的な対策」

3) 過去（第1期～第3期）の夜間中学生：ポスト・コロニアルの日本・世界の社会が創出した人権侵害の被害者として見直す報告増加。

ex) 在日韓国朝鮮人生徒：戦前の植民地支配・民族解放の文脈だけでなく、ポスト・コロニアルの日本と朝鮮半島における東西冷戦・南北格差の問題を直視。

\*在日韓国朝鮮人<sup>(78)</sup>：

日本（日本国籍剥奪・諮問押捺、韓国籍と朝鮮籍への分断、朝鮮学校閉鎖、地方参政権）

朝鮮半島（韓国独裁政権・民主化闘争、朝鮮戦争、済州島四三事件）

日韓条約の問題点、日本に密航してきた在日韓国朝鮮人の苦難の生活史、

日本での不法就労、北朝鮮での苦難と脱北経験等。

②新渡日外国人の増加→「島国」単位の昼間中学と夜間中学の形式的「調整・役割分業」：一層、空洞化。昼間の中学にも通わない新渡日外国人の学齢者の急増。

2015年頃～、政府・文科省：夜間中学増設・生徒数の拡大に方針転換。

形式卒業者・（学齢者）の夜間中学への入学容認。<sup>(79)</sup>

2016年、教育機会確保法成立。方針転換が法的にも確定。

\*2016年以降、全国各地で日本人形式卒業者の入学。

③BUT 新渡日外国人生徒：2017年～、減少。中国・韓国・ベトナム・フィリピン等が減少、ネパール増加。現在：第4期の終焉、第5期への移行期。

背景：世界経済における日本の相対的な地位低下。

\*ネパールの増加：元々グローバルな移民送出地域の出身者、移動先が日本に。特殊事情。

カレー・レストラン：原価格安・強い競争力、∴ 地方にも浸透。

## 第5期：グローカリゼーション・ディアスポラ化（概ね2018年～）

### ①新渡日外国人：ネパール人も含め、早晩、減少。

\* 世界経済における日本の相対的地位低下：継続、むしろ急速に進行。

ネパール人：人口規模少ない上、日本スルー & 公的規制強化の可能性。

\* 新渡日外国人の生徒：2017年にピーク。2018年から第5期か？

### ②増加が予想：1) 両親の一方 or 両方が外国人で幼少期に両親と同伴して来日 or 日本で生まれた若年不登校者、 2) 無戸籍者・形式卒業者・学齢の不登校者等。

\* 第4期末に既に萌芽的に増加<sup>(80)</sup>。今後、本格的増加が予想。

ポスト・コロニアルの日本・世界社会によって排除された典型的ディアスポラ。

\* 「国籍－血統－文化・言語－出生地－現住地－自己定義」の離散的集合・融合。

主に日本国内で誕生したグローバルな主体。

ナショナルな定義（国民主権・民族解放・多文化共生等）の溶解（≠二国間を移動する移民労働者）。

\* 2019年、文科省調査：外国籍の不登校学齢者が1万9654人＝在日外国籍者の15.8%<sup>(81)</sup>

学齢超過者・無国籍者・日本国籍取得者・不法滞在者等を含めれば一層膨大。

### ③教育機会確保法：第1回全夜中研大会（1954年）<sup>(82)</sup> 以来の努力の貴重な成果。

\* 「人権」：国民主権（＝非国民の排除）・資本主義（＝階級格差・差別）と一定の矛盾、

BUT 本質的には両立。∴ 政府・文部省も「人権としての学習権」は受け入れ可能。

政府・文部省：夜間中学に新たな「役割」を付託。

BUT 1) 「不登校者・形式卒業者」の「受け皿」の整備。「落ちこぼし」の増産を前提とした「免罪符」

\* 中高年を含む「ひきこもり」の累積的拡大再生産、その「受け皿」。

2) 戦後民主主義・国民主権によって均質化された従来 of 公共性・義務教育の終焉。

公立義務教育の能力主義的・階級的な多元化・複線化の契機。

∴ 夜間中学にも能力主義・管理主義教育が一定程度、浸透。

松崎運之助氏（1976年）：「夜と昼との2つの義務教育への分断・複線化」 & 「行政・法律によって切り捨てられた人を、また法律で救うという悪循環」の危惧の本格的進展。<sup>(83)</sup>

### ④∴ 今後の夜間中学に求められるもの：

夜間中学生を疎外する近代社会の最後の3つの障壁（国籍・能力・階級）を掘り崩す主体形成・普通教育 & それを可能にする「学力」・越境的公共圏の構築。

\* 国籍（国民主権・国家単位の公共性や管理）、能力（メリトクラシー・競争）、階級（経済格差・貧困）

\* 「生命線」：生徒のトータルな生活史・労働－生活過程を把握（≠学校・教室内部に視野を限定）生徒の人間としての主体性・尊厳を実現し得る社会変革の道筋を洞察、夜間中学・「学力」が果たす役割の明確化。<sup>(84)</sup>

\* 本研究は、2017年度科学研究費基盤研究(C)「戦後日本の夜間中学とその生徒の史的変遷：ポスト・コロニアリズムの視座から」の助成を受けた。

《補注》 補注の資料表記は、資料一覧の年度－記号を指す。

(1) 生徒の労働・生活実態の詳細については、1971-A-①22～23頁。

(2) 2004-A-①37～37頁。1985-B-②99頁も参照。

(3) 1954-A-③には12都府県・78校の夜間中学名が記載。なお最新の2018-A-①153頁、2018-B-①巻末6頁によれば、1954年度には89校。

(4) 1969-A-①23頁は文部省だけでなく、アメリカ軍政部も夜間中学設立に否定的であったことに言及。

(5) 1954-A-①1～2頁。

(6) 1954-B。

(7) 2004-A-①37～38頁、1954-A-①1頁。

(8) 1954-A-②。

(9) 1971-A-①24頁。

(10) 1968-A-②A11～12頁。

(11) 1969-A-⑨46頁、1968-A-①A1～4頁。

(12) 1955-A-②6～7頁には13都府県・79校が記載。2018-B-①巻末6頁。1969-A-⑩100頁によれば6都府県・20校。

- (13) 2004-A-④61～63頁。
- (14) 1962-B-④8頁、1962-B-②9-a頁、1962-B-③。
- (15) 1963-A-①3頁、1965-A-①5頁等。
- (16) 1961-C。
- (17) 1959-A-②、1966-A-①16頁、1985-B-②98～99頁、2004-A-②40頁。
- (18) 1957-A-①2頁、1960-A-②6頁、1961-B-①4頁、1968-A-②A12～14頁、1960-A-①5頁、1969-A-③100頁。
- (19) 1960-A-③6頁、1961-C。
- (20) 2004-A-③42頁。
- (21) 1958-A-①5頁、1964-A-②8頁、1968-A-①A-2頁。2004-A-⑤71頁によれば、第3回大会（1956）でも新宮市立城南中学が「同和教育と夜間学級経営について」との研究発表。
- (22) 1962-A-①3頁、1959-A-①3頁等。
- (23) 1962-B-①4-b頁、1964-A-①7頁、1969-A-⑦39～40頁、1969-A-⑧41頁等。
- (24) 1955-A-①2頁、1957-A-①1～2頁、1960-A-③6頁等。1958-A-①5頁によれば、第5回大会（1958年）では生産性九州地方本部専務理事が「生産性向上と教育」の講演。また1960年代半ば頃までは、夜間中学の意義・役割が第1期と同様、「不就学生徒の救済」と既存の「義務教育の完遂」と認識されていたことについては、1955-A-①2・3頁、1959-A-①2頁、1961-A-①2頁、1960-B、1963-A-①3頁、1958-A-①3頁等。
- (25) 1966-A-①32～33頁、1967-A-②53頁、1968-A-②A-19・40頁、1968-A-③A46～49頁、1969-A-⑫87頁、1969-A-①25頁、1964-A-⑧8頁。
- (26) 1969-A-⑩57～63頁。
- (27) 1968-B、1969-B、1969-A-⑨50頁、2004-A-③43頁。
- (28) 2004-A-④62頁、1985-B-②101頁、1971-A-①30頁、2004-A-②40頁。
- (29) 1959-A-②、1963-B-①、1967-A-②53頁、1970-A-②17頁、1971-A-④114頁。各地域・各校での学齢超過率は、1966-A-①4・9頁、1966-A-②44頁、1967-A-①43頁、1970-A-①資料2頁、1962-B-③、1969-A-①64頁、1969-A-⑦39～40頁、1969-A-⑨47頁、1969-A-⑥36頁、1971-A-①29頁。
- (30) 1969-A-③31頁。
- (31) 1966-A-②44・52頁、2004-A-④63頁。
- (32) 1968-A-③A49頁、1969-A-②29頁、1969-A-④32頁、1969-A-⑤34頁、1970-A-②19頁・22頁等。
- (33) 2018-A-①153頁、2018-B-①巻末6頁。なお1970-B-④74～75頁には21校が記載されているが、皆山中学の在籍者が0人。
- (34) なお昼間の義務教育のあり方に対する批判的まなざし、義務教育未修了者の学ぶ権利の保障という観点が一層明確になったことについては、1994-A-②76・80頁、1985-B-②120～121頁、1989-A-①7頁、2004-A-⑥112頁。地域的特徴については、1970-B-①8頁、1971-A-④121頁、1971-A-①48頁、1972-A-①6頁、1972-A-⑤136頁、1973-A-①、1973-B-①9・10頁、1974-A-③113頁、1975-A-③72頁、1976-B-②37～38頁、1977-A-②29頁、1978-B-②12頁、1979-A-①6頁、1979-B-①15頁、1979-A-②21頁、1979-B-③109頁、1981-A-①19頁、1983-B-②19頁、1983-A-①13頁、1984-A-③20頁、1984-A-③101頁、1991-B-①116頁、1993-A-①19頁、1986-B-①12頁。
- (35) 1970-B-①10・13頁、1970-B-②25頁、1970-B-③53頁、1976-B-③66～68頁、1983-A-①6頁、1971-A-③111頁、1973-B-②47頁、1975-A-④74頁、1975-A-②41頁、1977-A-②22頁、1977-B-③66～67頁、1982-B-①29～30頁、1974-A-②36頁、1974-A-①29頁、1988-A-①14頁、1992-A-①8頁等。
- (36) 1971-A-④110頁、1971-B、1983-B-②21頁、1985-A-②9頁、1976-A-①5頁、1976-B-①3頁。
- (37) 1978-B-①6頁、1977-B-②42頁、1985-B-②105～111頁。
- (38) 1970-B-①8頁、1971-A-②55頁、1972-A-⑥140頁、1983-B-②16～18頁、1989-A-②23頁、1980-B-①9・14・15頁、1986-A-①5・11頁、1988-A-①12頁、1984-A-②14頁、1984-B-②40頁、1985-A-②14頁、1987-A-①2頁。
- (39) 1975-A-④82・84頁、1971-A-⑤206頁、1976-A-①6頁、1976-B-①4頁、1980-B-②44頁、1980-A-①7頁、1984-A-③17頁、1984-B-③98頁、1971-A-④130頁、1985-A-①3頁、1985-B-①3頁。
- (40) 1977-A-②27頁、1977-B-⑤95頁、1980-B-②48頁、1980-A-①11頁。
- (41) 1970-B-①9頁、1971-A-②55頁。関西の夜間中学で形式卒業者の在籍者がいないことについては、1971-A-①36頁等。ただし1972-A-②24頁によれば、入学前の学歴が「中3修」が24名で在籍者の1割弱、また1972-A-③49頁によれば、同じく「中3修」が13名で2割強を占める。
- (42) 1970-B-②24頁、1994-A-②70頁、2005-B-①39頁、2005-A-①9～11頁。

- (43) 1970-B-②25頁。
- (44) 1970-B-②25頁、1970-B-③53～55頁。この中で入学許可に否定的発言をした塚原雄太氏は、形式卒業者の生徒はその受け入れに積極的な夜間中学に入学すればよいとの趣旨の発言をし、これを批判されると、「権利をいう学校を選ばずに、やさしい善意のある学校を選べばいいではないか」と反論している。塚原氏は当時、卒業資格を権利の問題、実質的な学力習得を善意の問題と認識していたようである。さらにその根底には、「学力」とは何かという塚原氏の本質的な問題意識があった。その点が明確にならなければ「形式卒業者」は定義し得ないからである。この点については2004-A-③44～45頁。1972-A-④115頁、1971-B。形式卒業者の入学が既に第2期（1955～69年）から原則としては認められていなかった点については、1967-A-②56頁。
- (45) 1971-A-③89頁、1972-A-②115頁。
- (46) 1985-B-②106～108頁、1986-B-①15頁。
- (47) 1975-A-②46頁、1989-A-①5頁、1983-B-①7頁。
- (48) 1993-A-①14・15頁、1994-A-①13頁。
- (49) 1986-A-①16・18頁、1987-B-①5頁。
- (50) 「ぼくも（夜間中学の：報告者追記）法制化に対しては疑問がある訳です。というのは、…（中略）…戦前、反動的な教育からやっと民主的な教育にもってきて、それで、夜間中学校を法制化するっていう事で固定するんじゃないかっていう、なんか、恐れがあるんですね。つまり義務教育という当然にね平等に受けなければいけないのを、法律的な面で固定してしまうと。…（中略）…なんか固定するおそれがあるんじゃないか、そしたら、やっぱり国でねらっている分断的なね、教育になっていくんじゃないか。義務教育は2つあるんだと、夜と昼とあるんだと、そこが非常におそれる訳ですね。…（中略）…更に、夜間中学にくる生徒達は、いわゆる、僕等が行政とか、それから法律っていうけど、そういうものから切り捨てられ、切りはなされたところからくる訳です。で、その切り捨てられ、切りはなされた人達を、救うのに、また法律をどうこうしよう。法律から捨てられた子を、また法律でどうとかしようなんて悪循環。環境整理の為にはどうしても必要などありますけども、そのあたりがどうもジレンマにおちいっちゃう訳です。…（中略）…（文部省が：筆者追記）学齢児はどんな事があっても昼間に入れると、そういう方針を出していった訳です。それで、とにかく夜間中学をなくそうと、ところが残念な事に文部省の期待とは反しまして、学齢超過者が多くなってきた訳ですね。そしたら、又、学齢超過者を理由に、夜間中学は残るといふ事になりそうなので、今度は、学齢超過者は社会教育でどうとかなして解消していこうと、そういう線は、もう、はっきり出てる訳です。つまり、2段階で解消していこうという方向があるわけです。で、学齢児を入れないっていう事は、つまり、順序として、文部省がいつていることに夜間中学がそっくりそのまましたがっている事にもつながる訳です」。1976-B-③70～72頁。
- (51) 1977-B-②41頁、1973-B-③52～53頁、2004-A-④64～65頁。
- (52) 1977-A-①4頁、1977-B-①8頁。
- (53) 1984-A-①4頁、1984-B-①10頁、1990-A-①3頁、1990-B-①5頁。
- (54) 1972-A-④113～134頁、1973-A-①（手書き）、1973-B-①11・14頁、1974-A-④12頁、1974-A-⑤17頁、1975-A-①20頁、1975-B-①14・26頁、1975-A-②35頁、1976-B-④93頁、1977-B-④77頁、1977-A-①5頁、1977-B-①8頁、1978-A-①5・6頁、1979-A-②16・18頁、1979-B-②88頁、1979-B-③104頁、1984-A-①4頁、1984-B-①10頁、1981-A-①16頁、1982-A-①6頁、2004-A-③47頁、1986-A-①22頁、1976-A-④84頁等。1983-B-②21頁には、「都教委訪問のとき聞いたのだが、特殊学級の卒業生の入学に関して、文部省も学校に余裕があれば入れてよろしいという見解だとのことだ。特殊なカリキュラムによっているので普通教育を受けたとは考えないという見解をとっているとのことで、夜間中学校としてはうれしいニュースだ」との記載がある。
- (55) 1971-A-①39頁、1972-A-⑦41頁、1972-A-⑧96頁、1973-A-①、1974-A-④11～12頁、1974-B-①7～8頁、1975-A-①20・23頁、1975-B-①26・29頁、1976-A-①9・10・13頁、1976-B-①7・9頁、1977-A-②26・29頁、1977-B-⑤94・97頁、1978-A-①8頁、1979-A-①8頁、1979-B-①17頁、1979-B-⑤63頁、1980-B-①10頁、1980-B-②53頁、1980-A-①16頁、1981-A-②10・11頁、1981-A-①16頁、1981-B-①15・17頁、1982-A-①7頁、1982-B-①22・23・26頁、1983-A-①8・9頁、1983-B-②18・19頁、1984-B-②37・44頁、1984-A-②11頁、1985-B-⑧64頁、1985-A-②10～11頁、1985-B-⑦10～11頁、1985-B-⑤93頁、1986-A-②28頁、1986-A-①8・15・20頁、1986-B-①12頁、1989-A-②19頁。
- (56) 1970-A-①25頁、1970-A-③42頁、1971-A-④115～116頁、1972-A-②26頁、1972-A-⑨96～97頁、1972-A-⑩144頁、1972-A-⑧94頁、1973-A-①、1973-B-①15頁、1973-B-⑥76～77頁、1973-B-⑦97頁、1974-A-④16頁、1974-B-①11頁、1974-B-⑤73～75頁、1974-B-④30頁、1974-B-③27頁、1975-B-①22頁、1975-A-①16頁、1975-B-④74頁、1976-A-①5・7・11・18頁、1976-B-①4・5・8頁、1977-A-②23頁、1977-B-⑤91頁、1977-B-⑦10・12頁、1978-A-①5頁、1978-B-③14頁、1979-A-②14～16・21・22頁、1979-B-③102～104・110頁、1979-B-①15～16・11・13頁、1979-B-⑥69頁、1979-A-①6～7頁、1980-A-①7～14頁、1980-B-②44・46・47～52頁、1980-B-⑤45頁、1980-B-④21頁、1980-B-①13・14頁、1980-B-④24頁、198

- 1-A-③22頁、1981-B-②31頁、1981-A-①15・16～17・19～20頁、1981-B-④82頁、1981-A-①14頁、1981-A-②8頁、1981-B-①14頁、1982-A-①4・8～11頁、1982-B-①23・29頁、1982-B-②51～52頁、1983-A-①4・7・11～13頁、1983-B-②16～18頁、1983-B-④27頁、1994-A-②76頁、1984-A-②7頁、1984-B-⑤71頁、1984-B-②33・41頁、1984-B-⑥78頁、1988-A-①5頁、1985-A-②7頁、1985-B-⑦7頁等。
- (57) 1970-A-②18～19・22頁、1971-A-①39頁、1972-A-②26頁、1972-A-⑩144頁、1972-A-⑨97頁、1974-A-④16頁、1974-B-①11頁、1973-B-⑤40頁、1973-B-④24～33頁、1974-B-⑤78頁、1975-B-④83～84頁、1976-A-①11頁、1976-B-①8頁、1980-A-①7・8頁、1980-B-②44～45頁、1983-A-①9頁、1984-B-⑨51頁、1984-B-⑤75頁、1986-B-②38頁、1988-B-③68頁、1989-B-②57頁。
- (58) 1980-A-①8頁、1980-B-②45頁、1981-B-①13頁、1981-B-②31頁、1981-A-①16頁、1981-B-④83頁、1982-B-③54頁、1982-A-①4頁、1982-B-①29頁、1982-B-①23頁、1982-A-①11頁、1983-A-①4・6頁、1983-B-②16頁、1984-A-③16頁、1984-B-⑥78頁、1984-B-⑧97頁、1985-A-②10～11頁、1985-B-⑦10～11頁、1986-A-①8・16・17・20頁、1986-B-①12頁、1987-A-②4～5・7頁、1987-B-①4～5・7頁、1988-B-②72～73頁、1988-A-②19頁、1989-A-②9・15・17・24頁、1989-B-①33頁等。
- (59) 1986年以降、生徒の属性別人数の推移の把握が可能な東京都では、4範疇の生徒の合計は1986年で263名（在籍者の58.2%）、実人数では1987年に280人、在籍者に占める比率では1993年に66%とピークを迎え、1998年でも272名（同55.7%）を占めていた。1990年以降、把握が可能な全国では、1990年に1955名で（在籍者の72.2%）、1998年では2340名（同69.5%）。
- (60) 1972-A-⑩146頁、1973-A-①頁無、1973-B-④23頁、1974-A-④12頁、1974-B-①8頁、1974-B-②19頁、1974-B-③28頁、1975-B-①26～27頁、1976-A-①9頁、1977-A-③15頁、1977-A-②24頁、1977-B-⑥55頁、1977-B-⑤92・94頁、1978-A-①7頁、1979-A-②17頁、1979-B-⑤105頁、1979-A-③4頁、1979-B-④9頁、1980-A-①9・10頁、1980-B-②46・47頁、1981-A-①16・17頁、1981-A-②10・11頁、1981-B-①15・17頁、1982-B-①26頁、1982-B-③54頁、1983-A-①8・9頁、1984-A-③21頁、1984-B-⑨51頁、1984-A-②11頁、1984-B-②37頁、1986-A-①17頁、1986-A-②28頁、1988-B-②70～71頁、1989-A-②19頁、1985-A-②10～11頁、1985-B-⑦10～11頁等。
- (61) 1973-B-④24頁、1974-B-②25頁、1975-B-③65頁、1975-A-①23頁、1975-B-①29頁、1975-B-②62頁、1976-B-⑤84頁、1977-A-③16頁、1977-A-②29頁、1977-B-⑥56～58頁、1977-B-⑤97頁、1978-A-①11頁、1978-B-④54・56～58頁、1979-A-①8・10頁、1979-A-④29～30頁、1979-B-①17～18頁、1979-B-⑤61～67頁、1980-A-②6頁、1980-B-②52頁、1980-B-⑤58頁、1981-A-④34頁、1981-B-③34・35頁、1981-B-⑤51頁、1982-B-③55頁、1982-A-①4頁、1983-A-①11頁、1983-B-③29頁、1984-A-①6頁、1984-A-④33頁、1984-B-①12頁、1984-B-④68・69頁、1984-B-⑦94頁、1984-A-②11頁、1984-B-②37頁、1985-A-③5頁、1985-B-⑥5頁、1985-B-④75～77頁、1985-A-②11頁、1985-B-⑦11頁、1986-B-③39～42頁、1987-B-②3頁、1987-B-③77頁、1988-B-②70頁、1988-B-①11頁、1989-A-③61頁、1989-A-①8頁、1989-B-③59～60・62頁、1990-B-③59～60頁、1991-A-①54頁、1991-A-②55頁、1991-B-②66～69頁、1992-C-①21頁、1992-B-①87・90頁、1993-A-④59～60頁、1993-A-③60～61頁、1993-B-①67～68頁、1995-B-③94頁、1997-B-①122頁、1998-A-④99頁等。
- (62) 1970-A-③41～42頁、1971-A-⑥92～98・102・106～108-1頁、1973-B-⑥77頁、1974-B-⑥85頁、1984-B-②40頁・47頁、1984-A-①4頁、1984-B-①10頁、1984-B-⑤71頁、1991-B-③65頁。引揚帰国者の生徒の中に相対的若年層が少なくなかったことについては、1971-A-④115頁、1971-A-⑥102頁、1974-B-⑤76頁、1974-B-⑤76頁、1975-B-④74頁、1983-B-④27頁。
- (63) 1973-B-④24～25・27頁、1974-B-⑦89～90頁。
- (64) 1984-B-②40頁。
- (65) 1978-B-④54～58頁、1977-B-⑥58頁、1975-B-③64頁、1980-B-④25頁。
- (66) 1980-B-④24～25頁。
- (67) 1972-A-⑦41頁、1989-A-①7頁。
- (68) ポスト・コロニアルの諸現象への言及・萌芽的認識として、1970-A-③42頁、1971-A-⑥95・98・99・102～103・105・106・108-1頁、1973-B-④30～33頁、1977-B-⑥57頁、1978-B-③7～8頁、1979-B-⑥70頁、1980-B-①14頁、1983-A-②24頁、1984-A-③18頁、1984-B-⑧99頁、1986-B-③40頁、1986-A-②30頁、1988-A-②23頁、1995-B-③102～103頁、1995-A-①58頁。
- (69) 1971-A-⑥92～98頁は、「目の障害（言葉）を突破した彼らの前に立ちふさがった壁は、言葉より以上に重い、本質的な問題である。…（中略）…われわれは、彼らと対する中で、あるいは彼らの家庭や職場の訪問を通じて、山積する問題の入り口に到達したようだ」と述べている。なお1996-A-②78頁によれば、同年、主に引揚帰国者について労働省との意見交換において「夜間中学生の苦しい現状、特に日本語ができないため不利な状況に置かれていること」について意見・



要望が出されたことに言及している。ただし、その内容は具体的に記されていない。

- (70) 1973-B-⑥77頁、1973-B-④30～33頁、1971-A-⑥102頁、1972-A-⑨98頁、1972-A-⑩141頁、1976-A-①7頁、1976-B-①5頁、1974-B-⑤76・79～80頁、1974-B-⑥85頁、1975-B-④74・82～84頁、1979-B-⑥69頁、1980-B-④23頁、1982-B-②51頁、1983-A-①7頁、1983-B-④27頁、1984-B-⑤76頁、1984-B-⑥83頁、1986-B-②38頁、1988-B-②72頁等。
- (71) 1989-B-④95頁、1993-A-⑥6頁、1993-A-②15・20頁。
- (72) 1989-A-①5頁、1990-A-③5頁、1992-A-③6頁等。1993-A-⑤67頁は、「国家という枠組みが明確になるにしたがい、…(中略)…不法就労、オーバーステイなどの問題」が生じ、日本でも27～28万人、世界では1億人位が国境を越えて移動して劣悪な労働条件の下で就労していること、そしてそれは過去の植民地支配の歴史のみならず、グローバル資本主義の下での地球規模の経済格差の拡張、および、「先進」諸国での低賃金での外国人労働力の活用に起因し、しかもそれが「先進」諸国での排他主義的極右勢力の躍進等、新たな差別を生み出しており、日本の新渡日外国人の生徒の登場も、こうした世界史的パラダイムに位置づけて捉える必要があるとの報告がなされた。また1993-B-②134～135頁は、「文字を知らない」ことを一面的に否定的に捉える近代主義的発想を批判する観点も紹介し、「今、いろんな波が押し寄せて来て、日本も難しい局面に達しています。夜間もある面では最前線に立たされている。どう対応していったらよいか、私も悩んでいます」。
- (73) 京都における新渡日外国人の少なさについて、2015-B-①31頁は「洛友中に通えるのは、京都市在住者だけ。京都には外国籍の若い人が働ける場所、工場などが少ない。逆に近隣の宇治市などには多く、問い合わせも多いが入学を断らなければならない」と述べる。
- (74) 2008-A-①27頁、2009-A-①22頁、2010-A-①17頁、2011-A-①15頁、2012-A-①16頁、2013-A-①20頁、2014-A-②16頁、2015-A-③12頁、2016-A-①14頁、2017-A-①13頁。
- (75) 2006-A-①36～38頁。日本弁護士連合会は、18歳以上の場合は「日本国に対し、義務教育レベルの適切な教育の場を提供することを要求する権利を有している」とまではいえないものといわざるを得ない」。
- (76) 2003-A-②84～96頁、2008-B-②247～248頁。ユネスコ学習権については2000-A-①7頁、国連識字年については2005-B-17頁等。
- (77) 1999-A-②61頁、1999-A-①26・27頁、2000-A-②17頁、2000-B-①88頁、2001-A-①7・21・22頁、2001-B-①105～107頁、2002-A-①12・16・27・28・40頁、2003-A-①34～35・48頁、2004-C-①95頁、2005-A-②14・37頁、2006-A-②101頁、2006-A-④156頁、2007-A-①51頁、2008-A-①44頁、2009-A-①39～40頁、2010-A-①33・46頁、2011-A-①47頁、2012-A-①50頁、2012-A-②96～102頁、2013-A-①53頁、2014-A-①13頁、2014-B-②105頁、2015-A-②80～81頁、2016-B-①95頁、2016-A-②101～102頁、2018-A-②27・34・40・41頁、2017-A-②78～80頁等。
- (78) 2002-B-①108頁、2010-B-①67～68頁、2006-B-①99～100頁、2006-A-③122頁、2008-B-①118頁、2014-B-①91～92頁、2015-B-②72頁、2009-B-①74頁。
- (79) 2016-A-①15・37・40頁、2017-A-①14～16頁、2018-A-②13～15・23・26・36頁、2018-B-①55頁等。
- (80) 2004-B-①21頁、2004-C-③101頁、2005-A-②13頁、2006-A-②72頁、2007-A-①14頁、2008-A-①27頁、2009-A-①22頁、2010-A-①17頁、2011-A-①15頁、2012-A-①16頁、2013-A-①20頁、2013-B-①85頁、2013-B-②、2014-A-②16頁、2016-A-①14頁等。
- (81) 文部科学省総合教育局「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)」(令和元年9月27日)。
- (82) 1954-A-①。
- (83) 1976-B-⑥70～71頁。
- (84) 「生命線」という言葉は、第50回大会(2004年)で高野雅夫氏が発した質問から援用した。高野氏は「夜間中学生の生命線は人間の尊厳を奪い返す闘い」と述べた。2004-C-②27頁。

## 《資料一覧》

1954年度

A『第一回全国中学校夜間部教育研究協議会』

①「全国中学校夜間部教育研究協議会要項」、②「参加者名簿」、③「設置校一覧」

B全国中学校夜間部教育研究協議会「中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書」

1955年度

A『第二回全国中学校夜間部教育研究協議会大会』

①「全国中学校夜間部研究協議会要項」、②「開設校一覧」

1957年度

A『第四回全国中学校夜間部教育研究協議大会要項』

- ①「第四回全国中学校夜間部教育研究協議大会要項」
- 1958年度
- A『第五回全国中学校夜間部教育研究協議大会要項』
- ①「第五回全国中学校夜間部教育研究協議大会要項」
- 1959年度
- A『第六回全国中学校夜間部教育研究協議大会要項』
- ①「第六回全国中学校夜間部教育研究協議大会要項」、②全国中学校夜間部教育研究協議会調「全国夜間中学校の実態調査」
- 1960年度
- A『第7回全国夜間中学校教育研究協議会大会要項』
- ①「全国夜間中学校摘要」、②浦島丘中学校「漁労に従事する子供らの労使関係と教育について」、③宇美中学校「通学区域と性道德の問題」
- B「第7回全国大会宣言決議案」
- 1961年度
- A『第八回全国夜間中学校研究会大会要項』
- ①「第八回全国夜間中学校研究会大会要項」
- B第八回全国夜間中学校研究会準備事務局編『協議題の要約』
- ①軽部兼蔵「欠席勝ちの生徒に対する出席督励について」
- C「第八回大会宣言決議」
- 1962年度
- A『全国夜間中学校地区連絡協議会要項』
- ①「昭和三十七年全国夜間中学校地区連絡協議会要項」
- B『第9回夜間中学校全国大会記録』
- ①「協議」、②「協議 今後の全国大会のありかたについて」、③「地区状況報告」、④新星中学校「東京都における生徒減少の傾向について」
- 1963年度
- A『第10回全国夜間中学校研究会大会要項』
- ①「第10回全国夜間中学校研究会大会要項」
- B『第10回全国夜間中学校研究会大会』
- ①東港中学「全国夜間中学校の学校調査結果について」
- 1964年度
- A『第11回全国夜間中学校研究会大会要項』
- ①市河三次「夜間中学存在意義に関する提案」、②野口良子「夜間中学と部落問題」、③「設置校一覧」
- 1965年度
- A『第12回全国夜間中学校研究会大会要項』
- ①「第12回全国夜間中学校研究会大会要項」、②「設置校一覧」
- 1966年度
- A『第13回全国夜間中学校研究会大会要項（資料）』
- ①「昭和40年度東京都夜間中学校入学理由調査」、②東京都夜間中学校研究会・研究部「41年度都夜中新入生に関する調査」、③「設置校現況一覧」
- 1967年度
- A『第14回全国中学校研究会大会要項（資料）』
- ①東京都夜間中学校研究会生活指導部「夜間中学生の生活指導上の問題点」、②「夜間中学に関する33章」、③「設置校現況一覧」
- 1968年度
- A『第15回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』
- ①玉木格「番町同和地区と訪問教師制度」、②「浦島丘中学校における最近入学する生徒層の変化」、③東京都夜間中学校研究部指導研究部「夜間中学生の一断面」、④「夜間学級設置校現況一覧」
- B第15回全国夜間中学校研究大会「大会宣言」
- 1969年度
- A『第16回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』
- ①飯田赴夫「横浜の変遷」、②足立第四中学校「東京都足立区立第四中学校第二部の現状」、③双葉中学校第二部「当

校の既往と現状について」、④曳舟中学校二部「わが校のプロフィール」、⑤荒川第九中学校「学齢長欠者の発掘が重要な仕事だ」、⑥岸城中学校「大阪の変遷」、⑦「広島の変遷」、⑧観音中学校「入学する生徒の原因の変遷」、⑨丸山中学校西野分校「本校の誕生とその後の変遷」、⑩東京都夜間中学研究会総務部広報係「物いわぬ子らに代わって」、⑪西中学校「夜間中学校の学習指導の実績と問題点」、⑫蒔田中学校「生きるむづかしさ」、⑬「夜間学級設置校現況一覧」

B 第16回全国夜間中学校研究大会「大会宣言文」

1970年度

A 『第17回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①東京都広報室「働きながら学ぶ青少年に関する世論調査」、②東京都夜間中学校研究会・調査研究部「全国夜間中学校、学校、生徒調査概要」、③曳舟中学校「引揚者生徒の日本語教室について」

B 『第17回全国夜間中学校研究会大会記録集』

①「各地の現状報告」、②「生徒の訴え」、③「第1分科会（経営管理）」、④「夜間中学設置校一覧」

1971年度

A 『第18回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①白井重行「大阪における夜間学級の歴史」、②岩井好子「課題」、③都夜中研指導研究部「夜間中学校について生徒はどのように考えているか」、④東京都夜間中学校研究会・調査研究部「中学校夜間学級実態調査中間集計の分析と批判」、⑤「いそしみ・第八集」、⑥東京都夜間中学校研究会日本語学級班「日本語学級の現状報告」

B 第18回全国夜間中学校研究大会「大会宣言」

1972年度

A 『全国夜間中学校研究会連絡協議会要項・研究資料』

①「各学校での問題点」、②天王寺中学校夜間学級「現状報告」、③長栄中学校（夜間学級）「昭和47年度実態と問題点」、④東京都夜間中学校研究会調査研究部「特殊学級と夜間中学校」、⑤「地区現況報告」、⑥「懇談会」、⑦八尾中学校夜間学級「昭和47年度実践活動報告書」、⑧東京都夜間中学校研究会指導研究部「引揚げ生徒・引揚げ生徒ではなくて外国籍をもつ生徒」、⑨東京都夜間中学校研究会指導研究部日本語学級班「日本語学級の現状について」、⑩「全国夜間中学校研究会連絡協議会、概要記録」

1973年度

A 『第19回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①「自校の抱える問題」

B 『第19回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①「各校の抱える問題」、②長尾謙「神奈川県横浜市の夜間中学の現状」、③「名古屋の夜間中学校への手紙」、④徳田敏光「外国より引揚げて来た生徒の学習権の保障について」、⑤「昭和48年度近畿夜間中学校連絡協議会の記録」、⑥東京都夜間中学校研究会指導研究部日本語学級班「日本語学級班の動き」、⑦「全国夜間中学校研究大会記録概要」

1974年度

A 『第20回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①鈴木丈夫「神奈川県横浜市夜間中学校の現状」、②東京都夜間中学校研究会・調査研究部「東京都夜間中学校生徒通学実態調査」、③「大会宣言」、④「自校の抱える問題点」、⑤「広島地区夜間中学校報告」

B 『第20回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①「自校の抱える問題点」、②勝村公和「大阪における夜間学級の現況について」、③郁文中学校「現況報告」、④新星中学校「日本語学級の概要」、⑤東京都夜間中学校研究会指導研究部日本語学級班「東京都夜間中学校における引揚生徒の実態調査」、⑥新星中学校第2部日本語学級「昭和49年度中国引揚者数の現状と昭和50年度の見通し」、⑦「全国夜間中学研究大会記録概要」

1975年度

A 『第21回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①「自校のかかえる問題点」、②「各地区の現状報告」、③「大会宣言」、④「東京都の夜間中学生の通学実態について」、⑤「夜間中学設置校現況一覧」

B 『第21回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

①「自校のかかえる問題点」、②「学校経営について」、③金林勝道「長欠生徒を通して見た問題点」、④「東京都の夜間中学生の通学実態について一夜間中学校が東京都内及び日本各地に更に設置される必要があること」

1976年度

A 『第22回全国夜間中学校研究大会 大会要項・研究資料』

①「我が校のかかえる問題点」

B 『第22回全国夜間中学校研究大会 大会記録』

- ①「我が校のかかえる問題点」、②「地区現況報告」、③「第二分科会」、④「大会要望書」、⑤「第5分科会 生徒の体験から学ぶ」、⑥「分科会報告」

1977年度

A『第23回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』

- ①「基調報告」、②「各校のかかえる問題点」、③「第4分科会 外国人教育に関する諸問題」

B『第23回全国夜間中学校研究会大会記録』

- ①「基調報告」、②「第2分科会」、③「第2分科会報告」、④「大会要望書」、⑤「各校のかかえる問題点」、⑥「第4分科会 外国人教育に関する諸問題」、⑦「各地区の現況報告」

1978年度

A『第24回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「我が校のかかえる問題点」

B『第24回全国夜間中学校研究大会 大会記録』

- ①「大阪市立昭和中学校主事 河野明」、②「広島」、③「全国夜間中学校研究大会大会記録」、④林尚子「夜間中学校における外国人ならびに引揚者に関する事」

1979年度

A『第25回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「各地区発表」、②「我が校のかかえる問題点」、③「基調報告」、④「分科会で訴えたいこと、聞きたいこと」

B『第25回全国夜間中学校研究大会 大会記録』

- ①「各地区発表」、②「大会要望書」、③「各校のかかえる問題点」、④「基調報告」、⑤「第四分科会 外国人教育に関する事」、⑥「第五分科会 帰国、渡日者に関する事」

1980年度

A『第26回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「各校のかかえる問題点」、②「分科会で討論したいこと」

B『第26回全国夜間中学校研究大会 大会記録』

- ①「各地区発表」、②「各校のかかえる問題点」、③「全国夜間中学校現況一覧」、④「第一分科会 東京都夜間中学校の歩みと現状」、⑤「第四分科会 夜間中学校における外国人教育に関する事」

1981年度

A『第27回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「わが校のかかえる問題点」、②「各地区発表」、③「行政機関へ訴えたいこと」、④「分科会で訴えたいこと、聞きたいこと」

B『第27回全国夜間中学校研究会大会大会記録』

- ①「各地区発表」、②「第3分科会 引揚者生徒の指導について」、③「第4分科会 外国人生徒の指導について」、④「各校のかかえる問題点」、⑤「分科会報告・質疑」

1982年度

A『第28回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「我が校のかかえる問題点」

B『第28回全国夜間中学校研究大会 大会記録』

- ①「各地区報告」、②小山啓子「引揚者教育に関する事」、③石井久子「外国人教育に関する事」

1983年度

A『第29回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「我が校のかかえる問題点」、②「分科会—訴えたいこと・聞きたいこと」

B『第29回全国夜間中学校研究大会 大会記録』

- ①「主題提起」、②「地区発表」、③中田庄史「第五分科会 外国人教育に関する諸問題」、④鈴木秀子「第四分科会 引揚者教育に関する諸問題」

1984年度

A『第30回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「第30回全国夜間中学校研究大会基調提案」、②「各地区報告（発表）」、③「我が校のかかえる問題点」、④「分科会で訴えたいこと、聞きたいこと」

B『第30回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

- ①「第30回全国夜間中学校研究大会基調提案」、②「各地区報告（発表）、関係諸グループ報告」、③「我が校のかかえる問題点」、④「第3分科会 外国人教育に関する問題」、⑤「第4分科会 引揚・帰国者教育に関する問題」、⑥東京都夜間中学校研究会引揚者教育研究部「東京都夜間中学校に在籍する引揚・帰国生徒の現状と問題点」、⑦「要望

書採択」、⑧「我が校のかかえる問題点」、⑨「第1分科会 学校経営に関する問題」

1985年度

A『第31回全国夜間中学校研究大会 大会要項』

①「第1分科会 教育内容・授業」、②「地区報告」、③「基調報告」

B『第31回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

①「教育内容・授業」、②「パネル討議」、③「全国夜間中学校現況一覧表」、④「第4分科会 外国人教育」、⑤「生徒のねがいに応える夜間中学校の今日的課題」、⑥「基調報告」、⑦「地区報告」、⑧「第1分科会」

1986年度

A『第32回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「地区報告」、②「わが校のかかえる問題」

B『第32回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

①「地区報告」、②「第3分科会 引揚・帰国者教育」、③「第4分科会 外国人教育」

1987年度

A『第33回全国夜間中学校研究大会 大会要項』

①「基調報告」、②「地区報告」

B『第33回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「地区報告」、②「基調報告」、③「第3分科会 生徒指導・学校行事」

1988年度

A『第34回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「地区報告」、②「わが校のかかえる問題」

B『第34回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

①大幡嘉子「主題提起」、②「都夜中研総務部『在日外国人生徒実態調査』」、③「全国の夜間中学校に在籍する引揚・帰国者数（準ずる者を含む）」

1989年度

A『第35回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「基調報告」、②「地区報告」、③佐々木知子「夜間中学での本名問題を考える」

B『第35回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

①「地区報告」、②「第3分科会 引揚・帰国者教育」、③「第4分科会 在日朝鮮人教育」、④「第35回全国夜間中学校研究会大会要望書」

1990年度

A『第36回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「第36回全国夜間中学校研究大会日程」、②「全国夜間中学校の状況」、③「主題提起」

B『第36回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

①「第36回全国夜間中学校研究大会日程」、②「全国夜間中学校現況一覧表」、③大星なるみ「ハルモニたちと向き合っ  
て」

1991年度

A『第37回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

①大幡嘉子「定住外国人教育専門委員会での取り組み」、②吉村和晃「オモニに学ぶ」

B『第37回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

①「同和地区生活実態調査から」、②「第4分科会 在日朝鮮人教育」、③「第3分科会 引揚・帰国者教育」

1992年度

A『第38回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「全国夜間中学校の現況」、②「地区報告」、③「主題提起」

B『第38回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

①「第4分科会 在日韓国・朝鮮人教育」

C『第38回全国夜間中学校研究会大会大会資料（分科会報告要旨）』

①大幡嘉子「定住外国人教育専門委員会の活動を中心として」

1993年度

A『第39回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

①「地区報告」、②「地区報告」、③吉村和晃「ハルモニと出会って この10年」、④大幡嘉子「氏名の呼称の問題、  
学校生活・健康問題」、⑤小平博子「在日外国人問題を考える」、⑥久保重明「主題提案」

B『第39回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①「第3分科会 在日朝鮮人教育」、②「第6分科会 特別分科会」

1994年度

A『第40回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「地区報告」、②「資料でたどる『全国夜間中学校研究会』の四十年の歩みと訴え」、③「全国夜間中学校の現況」

1995年度

A『第41回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①須田登美雄「『地方参政権獲得運動』が夜間中学に問いかけているもの」

B『第41回全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』

- ①「地区報告」、②「全国夜間中学校現況一覧表」、③「第3分科会 在日朝鮮人（韓国籍・朝鮮籍）教育」

1996年度

A『第42回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「地区別層別生徒数」、②「第41回大会要望書に対する厚生省・労働省交渉の報告」

1997年度

A『第43回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「地区別層別生徒数」

B『第43回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①「第三分科会 在日朝鮮人教育」

1998年度

A『第44回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

- ①「地区報告」、②「全国夜間中学校現況一覧表」、③「地区別・生徒層別生徒数」、④「第四分科会『在日韓国・朝鮮人教育』」

1999年度

A『第回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「地区報告と各校のかかえる問題」、②黒岡隆「中国帰国者の置かれている現状と、夜間中学の課題」

2000年度

A『第46回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①飛田修二「主題提起」、②「わが校のかかえる問題」

B『第46回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①川本謙一「春日中学における引き揚げ関係者の学習と課題」

2001年度

A『第47回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「地区報告と各校の抱える問題」

B『第47回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①近夜中協引き揚げ帰国者委員会「夜間中学校でよりよい学校生活を送る為に」

2002年度

A『第48回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「地区報告と各校の抱える問題」

B『第48回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①笹間俊明「ハルモニたちの怒りとほこりを共有しつつ」

2003年度

A『第49回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「地区報告と各校の抱える問題」、②「日本弁護士連合会への人権救済申立の経過と今後の方針」

2004年度

A『第50回全国夜間中学校研究大会記念誌』

- ①「書証 伊藤泰治著 自伝『ただ一路あり』より」、②「書証 玉本格『部落と学校と変革と』より」、③「塚原雄太さんに聞く」、④「全国夜間中学校の歩み略年表」、⑤「資料でたどる『全国夜間中学校研究会』の五十年の歩みと訴え」、⑥「全国夜間中学校研究大会の歩み一覧表」、⑦「夜間中学校設置数の推移」、⑧「夜間中学校生徒数の推移」、⑨「夜間中学校設立廃止年表」

B『第50回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「地区報告と各校の抱える問題」

C『第50回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①岡田茂則「新渡日生徒の進路保障」、②「山田洋次監督記念講演『夜間中学に思うこと』・質疑応答」、③都野篤「都

夜中研の取り組みから」

2005年度

- A 『第51回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「夜間中学で取り戻せた学び」、②「地区報告と各校の抱える問題」  
B 『第51回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①「岩井好子さん」、②榎勢信子「主題提起」

2006年度

- A 『第52回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「日本弁護士連合会の国への意見書提出を受けて」、②「地区報告と各校の抱える問題」、③朴洪奎「『民族文化』の実践から」、④「厚生労働省との話し合い報告」  
B 『第52回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①朴洪奎「『民族文化』の実践から」

2007年度

- A 『第53回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「『地区報告』と『我が校の状況、取り組み・課題』」

2008年度

- A 『第54回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「『地区報告』と『我が校の状況、取り組み・課題』」  
B 『第54回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①「第3分科会 在日韓国・朝鮮人教育、識字教育」、②「『すべての人に義務教育を！ 21世紀プラン』及び今後の組織のあり方についての提案」

2009年度

- A 『第55回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「『地区報告』と『各校の取り組み』」  
B 『第55回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①須田登美雄「全夜中研の在日韓国・朝鮮人に関わる東京のレポートの歴史」

2010年度

- A 『第56回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「『地区報告』と『我が校の状況、取り組み・課題』」  
B 『第56回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①朴元綱「在日の歴史を通じて」

2011年度

- A 『第57回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「『地区報告』と『我が校の状況、取り組み・課題』」

2012年度

- A 『第58回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「『地区報告』と『我が校の状況、取り組み・課題』」、②「厚生労働省との話し合い 記録」

2013年度

- A 『第59回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「地区報告と我が校の状況、取り組み・課題」  
B 『第59回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①「第1分科会『教育内容・授業』」、②竹下徹「車上生活を乗り越えて ようこそ夜間学級へ」（追加分）

2014年度

- A 『第60回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①入田恭至「授業と生活支援のあり方」、②「『地区報告』と『各校の取り組み』」  
B 『第60回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』  
①松本紀子「都夜中で学ぶ在日に関わる生徒について」、②入田恭至「授業と生活支援のあり方」

2015年度

- A 『第61回全国夜間中学校研究会大会大会資料』  
①「夜間中学校設立廃止年表（夜間中学史料収集・保存ワーキンググループ作成）」、②「厚生労働省との話し合い 記録」、③「各地区報告」  
B 『第61回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①朝岡洋一「不登校を経験した学齢期の中学生と夜間部の生徒が共に学ぶ学校」、②朴元綱「生徒が歩んできた道のり  
& 自分史と在日の歴史」

2016年度

A『第62回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「『地区報告』と『各校の取り組み』」、②「厚生労働省との話し合い記録」

B『第62回全国夜間中学校研究会大会大会記録誌』

- ①松井恭子・中川恵理「ネパールの生徒を中心とした各校の状況報告」

2017年度

A『第63回全国夜間中学校研究会大会大会資料』

- ①「各地区報告」、②「厚生労働省との話し合い 記録」

2018年度

A『第64回全国夜間中学校研究大会大会資料』

- ①「学校数と在籍生徒数の推移」、②「『地区報告』と『各校の取り組み』」

B『第64回全国夜間中学校研究大会大会記録誌』

- ①金香都子「東大阪市立長栄中学校のこれまでの在日朝鮮人教育の取り組み、経緯をのべ、現在の状況を考える」、②  
「学校数と在籍生徒数の推移」